

仙台市教育委員会訓令第8号
仙台市教育委員会技能職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年九月三十日

仙台市教育委員会
教育長 天 野 元

仙台市教育委員会技能職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令
仙台市教育委員会技能職員の育児休業等に関する規程（平成四年仙台市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
（準用） 第二条 仙台市技能職員の育児休業等に関する規程（平成四年仙台市訓令第6号）第二条から第八条までの規定は、この訓令の適用を受ける職員の育児休業等について準用する。この場合において、第四条第二項、第五条第二項及び第六条第一項中「市長」とあるものは「教育委員会」と、第七条中「人事課長」とあるのは、「教育人事部人事課長」と読み替えるものとする。	（準用） 第二条 仙台市技能職員の育児休業等に関する規程（平成四年仙台市訓令第6号。以下この条において「市訓令」という。）第二条から第四条までの規定は、この訓令の適用を受ける職員の育児休業等について準用する。この場合において、市訓令第四条第一項及び第二項中「市長」とあるのは、<u>「教育委員会」と読み替えるものとする。</u>

附 則
この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

（教育局教育人事部人事課）